

名古屋市個人情報保護条例施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。第24条を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地方公共団体等行政文書から除かれるものが管理される施設)

第2条 令第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、名城公園名古屋城（名古屋城内有料公園施設を含む。）とする。

(本人の数が少数である個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、本人の数が1人以上である個人情報ファイルについて、条例第3条の規定に基づく個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第4条 個人情報ファイル簿（条例第29条の規定により作成されるものを除く。）には、法第75条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 法第75条の規定に基づく個人情報ファイル簿又は条例第3条の規定に基づく個人情報ファイル簿の別
- (2) 記録情報に特定個人情報が含まれているときは、その旨
- (3) 記録情報について第24条第2項第3号に掲げる取扱いが行われているときは、その旨
- (4) 記録情報について利用目的以外の目的のための利用又は提供が経常的に行われているときは、その旨
- (5) 記録情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）をしているときは、その旨

(個人情報ファイル簿を備えて置く事務所)

第5条 令第21条第5項の規定により実施機関が個人情報ファイル簿を備えて

置く事務所は、市民情報センター（以下「センター」という。）とする。

（開示請求の手續）

第6条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）により、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場所（以下「受付場所」という。）を経由して行うものとする。

(1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外である場合 センター

(2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該実施機関が定める場所又はセンター

（保有個人情報開示決定通知書等）

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示決定通知書（第2号様式）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報一部開示決定通知書（第3号様式）

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）

（開示決定等の期限の延長通知書）

第8条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知書）

第9条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第7号様式）により行うものとする。

（第三者保護に関する手續）

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（第8号様式）により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第9号様式）により行うものとする。

- 3 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に係る通知書（第10号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示場所）

第11条 法第87条第1項の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場所（以下「開示場所」という。）において行うものとする。ただし、開示場所において開示することに支障がある場合その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

- (1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外である場合 センター
- (2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該実施機関が定める場所

（保有個人情報の開示の実施）

第12条 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体等行政文書の閲覧（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法であつて同項の規定により実施機関が定めるものを含む。次項及び第4項において同じ。）をする者は、当該地方公共団体等行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

- 2 実施機関又は市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧の中止を命ずることができる。

- 3 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの交付の部数は、地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

- 4 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の閲覧は、1回とする。ただし、実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。

（開示の実施の方法等の申出）

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第11号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（費用の納付時期）

第14条 条例第6条第2項に規定する費用は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

（写しの送付に要する費用の納付方法）

第15条 令第28条第4項の規則で定める方法は、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）に定める納入通知書による納付その他市長が定める方法とする。

（訂正請求の手續）

第16条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第17条 法第93条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）

(2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報一部訂正決定通知書（第14号様式）

(3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不訂正決定通知書（第15号様式）

（訂正決定等の期限の延長通知書）

第18条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第17号様式）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知書）

第19条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第18号様式）により行うものとする。

（提供先への訂正の通知）

第20条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報の訂正に係る通知書（第19号様式）により行うものとする。

（利用停止請求の手續）

第21条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（第20号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第22条 法第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（第21号様式）
 - (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報一部利用停止決定通知書（第22号様式）
 - (3) 保有個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不利用停止決定通知書（第23号様式）
- （利用停止決定等の期限の延長通知書）

第23条 法第 102 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第24号様式）により行うものとする。

2 法第 103 条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

（個人情報の取扱いに係る協議）

第24条 実施機関は、次に掲げる個人情報の取扱いを行おうとするときは、その内容について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 次に掲げる場合を除き、個人情報を本人以外の者から取得すること。
 - ア 本人の同意を得ているとき。
 - イ 法令又は条例に基づくとき。
 - ウ 出版、報道等により、公にされているものから取得するとき。
 - エ 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - オ 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき。
 - カ 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等に係る事務を行う場合において、本人から取得したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。
 - キ 他の実施機関又は市会から取得することに相当の理由があると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認

められるとき。

ク 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、本市の公の施設を管理するものに限る。）その他公共的団体等から取得することが事務又は事業の執行上やむを得ないと認められる場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(2) 要配慮個人情報を取得すること（法令又は条例に基づく場合を除く。）。

(3) 法第69条第2項第4号の規定により保有個人情報を提供すること（専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合及び本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合を除く。）。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の取扱いを行おうとするときは、その内容について市長に報告しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 新たに個人情報の電子計算機処理をし、又は個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をすること。

(2) 要配慮個人情報の電子計算機処理をすること（法令又は条例に基づく場合を除く。）。

(3) 実施機関又は市会以外のもの（実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合にあつては、当該実施機関以外のもの）との間で、通信回線による電子計算機の結合を伴う個人情報の電子計算機処理をすること。

3 前2項の実施機関が市長である場合におけるこれらの規定の適用については、第1項中「実施機関は」とあるのは「局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに会計室をいう。以下この条において同じ。）の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」と、前項中「実施機関は」とあるのは「局の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」とする。

（審議会への報告）

第25条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その内容を名古屋

屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

(1) 前条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報の取扱いを行ったとき（同条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により協議又は報告を行わなかったときを除く。）。

(2) 法第81条（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により開示請求、訂正請求又は利用停止請求を拒否したとき。

(3) 権利の濫用と認められることを理由として開示請求、訂正請求又は利用停止請求を拒否したとき。

（諮問をした旨の通知）

第26条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審議会諮問通知書（第26号様式）により行うものとする。

（会議及び議事）

第27条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る専門委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

第28条 条例第18条に規定する小委員会に委員長を置き、会長がこれを指名する。

2 条例第17条第2項及び第3項の規定は、小委員会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第29条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に要配慮個人情報（当該情報のうち、名古屋市個人情報保護条例による改正前の名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第 9 条に規定する要注意情報を除く。次項において同じ。）を取り扱っている実施機関は、この規則の施行後速やかに、市長と第24条第 1 項の規定による協議をしなければならない。
- 3 この規則の施行の際現に要配慮個人情報の電子計算機処理をしている実施機関は、この規則の施行後速やかに、市長に第24条第 2 項の規定による報告をしなければならない。
- 4 前 2 項の実施機関が市長である場合におけるこれらの規定の適用については、附則第 2 項中「実施機関は」とあるのは「局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1 条に規定する局及び室、区役所並びに会計室をいう。次項において同じ。）の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」と、前項中「実施機関は」とあるのは「局の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年12月 2 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市個人情報保護条例施行細則の規定に基づいて提出されている請求書は、第 2 条の規定による改正後の名古屋市個人情報保護条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。